

# 老連役職員専用傷害保険

## 総合生活保険(傷害補償)

本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)  
お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

◎役員用の補償プランをご用意しました。 ◎職員用の補償プランを2プランをご用意しました。

### こんなときに保険金をお支払いします

#### 役員用

##### ■24時間補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば  
こんな時に

老連やクラブの行事参加の往復途上のケガ  
他団体行事に代表参加中のケガ  
プライベートの日常生活でのケガ

#### 職員用

##### ■就業中のみ補償

##### [就業中のみの危険補償特約セット]

職業・職務に従事中(通勤途上を含みます。)の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

**【保険期間】** 2019年4月1日午後4時から 2020年4月1日午後4時まで(1年間)  
※中途加入の場合は、お手続き翌月1日午前0時から2020年4月1日午後4時まで  
**【募集期間】** 2019年3月1日から2019年3月22日(締切日)  
※中途加入の場合は、事前にお問い合わせください

### 加入手続き方法

ご加入を希望される方は、同封の「加入依頼書」に必要事項を記入・ご署名のうえ、下記「加入依頼書郵送先」に郵送するとともに、郵便局備え付けの「青色払込取扱票」にてゆうちょ銀行または郵便局で保険料を払込みください。  
《払込締切日:2019年3月22日》

被保険者票は発行されません。「加入依頼書」のコピーと保険料の払込票控(振替払込請求書兼受領書)を保管してください。

#### 【加入依頼書郵送先】

全国老人クラブ連合会 宛  
〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関3-6-14三久ビル1階102号

#### 【保険料振込口座】

口座記号:00130-8  
口座番号:515066  
加入者名:全老連 役職員保険係

#### 【払込時のご注意】

保険料から払込手数料を差引かないでください。  
払込手数料は自己負担です。

#### 【ご加入内容をご確認ください。】

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。  
加入依頼書の記載事項等につきましては、「重要事項説明書」添付の「意向チェックシート」に沿ってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。  
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、全国老人クラブ連合会保険係までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

## 保険金額・保険料表(職種級別:A)

保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。下記保険料は職種級別A(事務従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

<保険期間：1年>	職員用		役員用
	就業中のみ補償		24時間補償
タイプ	Wタイプ	Zタイプ	Aタイプ
年間保険料(一時払)	7,000円	3,000円	7,000円
死亡・後遺障害保険金額	607万円	260万円	168万円
入院保険金日額*1	4,000円	2,000円	2,000円
通院保険金日額	2,500円	1,000円	1,000円

左表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

中途加入の場合の保険料は左表とは異なりますので、必ず事前に全国老人クラブ連合会保険係までご連絡ください。

- \*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。  
 ※保険期間中に被保険者が退職等で変更になる場合は、全老連保険係までお問い合わせください。

### ■総合生活保険(傷害補償) 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

#### 【傷害補償】

- 24時間補償 : 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。  
 ■就業中のみ補償 : 就業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。)\*1の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。[就業中のみの危険補償特約セット]

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ <b>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転</b> をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された場合</b> ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、 <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</b> ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。*)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)*1された場合</b> ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎(けいつい)固定用シーネ、頸椎(けいつい)カラー、頸部(けいぶ)のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付\*<sup>1</sup>

0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*<sup>2</sup>

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

- \*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- \*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

## ・デイリーサポート 自動セット

受付時間:	・法律相談	: 9:00~17:00
【いずれも土日祝日、年末年始を除く】	・税務相談	: 14:00~16:00
	・社会保険に関する相談	: 9:00~17:00
	・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00

0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

### 生活支援サービス

- ・法律・税務相談\*<sup>1</sup>
- ・社会保険に関する相談\*<sup>2</sup>
- ・暮らしの情報提供

- \*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- \*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



## ・介護アシスト 自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介): 9:00~17:00  
(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。  
また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

### インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>



### 電話介護相談

- ・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

### 各種サービス優待紹介\*<sup>1</sup>

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

- \*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

## ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

## もしも事故が起きた時は……

- ①事故の通知: 事故が発生した場合には、30日以内に全老連保険係にご連絡ください。
  - ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
  - ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ※職員用タイプの保険金請求時には、普通保険約款に定める書類の他に、就業中の事故であることの証明書をご提出いただきます。

この保険は、全国老人クラブ連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国老人クラブ連合会が有します。また、「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方は、全国老人クラブ連合会の役員・職員の方に限ります。ただし、就業中のみの危険補償特約がセットされたタイプについては、個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方はご加入できませんので、ご了承ください。ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは総合生活保険(傷害補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



## 公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、  
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ  
ご相談 先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ傷害保険

検索

メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

## 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットした場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

### 7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

## [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

### ①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等\*1が告知事項かつ通知事項(☆)\*2となります。  
他の保険契約等\*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

### ②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等\*1、公的医療保険制度\*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。  
生年月日、他の保険契約等\*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

### ③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等\*3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただいた場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。

\*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

\*4 医療費用補償特約をご契約いただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



## 3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

##### ●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

##### ●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



## 2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなりません。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

#### 4 満期を迎えるとき

##### 【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

##### 【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

##### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

##### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

##### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

### 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

## 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者 \* 1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。  
\* 1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

<p><b>東京海上日動火災保険株式会社</b>                  保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。</p>	
<p><b>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)</b></p> <p>弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)</p>	 <b>0570-022808</b>  IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内 <a href="http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/">http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/</a>	<p><b>東京海上日動安心110番</b>  <b>(事故受付センター)</b></p> 事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ	 <b>0120-119-110</b> 事故は119番・110番 受付時間：24時間365日
--	--	--

**東京海上日動火災保険株式会社**

<2017年10月1日以降始期契約用>

**団体保険加入依頼書** 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

東京海上日動火災保険株式会社

加入のお申込みをされる老連事務局代表の方	ご記入日 (加入依頼日)	西暦 年 月 日	TEL	所属 老連名	保険料	2枚以上にわたる場合は何枚目か記入	枚
	〒 (番地、マンション名、号室等も記入してください。)			意向確認	下段の「意向チェックシート」の質問を全てご確認いただきましたか？ <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ		
	住所	生年月日	西暦 年 月 日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女		
	氏名	私は、「ご加入に際して」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。		印	中途加入日	左記②に○をつけた方のみ、こちらもご記入ください。 西暦 年 月 日	
ご希望のお取り扱いに○を付けてください		<input checked="" type="checkbox"/> ① (新規に加入)	<input type="checkbox"/> ② (保険期間の途中で加入)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">ご加入に際して</p> <p>私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。</p> <p>①私が保険契約者である団体の構成員であること ②重要事項説明書の内容 ③「意向チェックシート」の内容 ④下段の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容</p> </div>			

○ 被保険者【補償の対象となる方】

「A」は事務職等傷害リスクの低い職業の方です。「B」は傷害リスクの高い職業です。詳細は下記をご覧ください。

氏名 (カナ) (漢字)	加入者 み続柄	本人 職責 その他	生年月日 大正 昭和 平成	性別 男 女	職種 A B	★職業・職務	★他の契約等 (※)	あり	ご希望のタイプをご記入ください	タイプ
--------------------	------------	-----------------	------------------------	--------------	--------------	--------	---------------	----	-----------------	-----

△ ★「他の保険契約等」または★「職業・職務」は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、★「職業・職務」に内容の変更が生じた場合には遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

(※)他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます)には○をし、下段1に詳細をご記入ください。

●職種別Bに該当する主な職種  
・「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」(以上、6職種)  
・上記に該当する方は、保険金額が変更になります。

1. 他の保険契約等(※)

具体的な内容をご記入ください。

(※)他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額

2. コード一覧

職業・職務			
010	事務職	070	家事従事者
020	営業職	080	学生
030	自動車運転者	090	無職者
040	運輸従事者	990	その他
050	金属製造加工作業者	「990その他」の場合のみ具体的に記入ください。	
060	建設作業		

3. 意向チェックシート

ご確認いただき、上段の「意向確認チェック」欄に○をご記入ください。

ご確認事項	
①	ご加入を希望されるものは、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等の補償でよろしいですか？ (本保険商品は、病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。上記以外の補償をご希望される場合等につきましては、お問合せ先の取扱代理店までご連絡ください。)
②	パンフレット・加入依頼書等にてご案内しておりますご契約タイプ・補償内容等をご確認いただけましたか？
③	パンフレット・加入依頼書等をご確認いただき、今回ご加入いただく保険が、上記①におけるご希望(ご意向)を満たすことをご確認いただけましたか？
④	今回ご加入いただく保険は、以下の点でお客様のご意向に沿っていますか？ ・保険金をお支払いする主な場合・保険期間・保険の対象となる方・保険金額・保険料・保険料払込方法 「重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？ (特に保険金をお支払いしない主な場合、告知義務・通知義務等、補償の重複に関するご注意についてご確認ください。)
④	加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？ 加入依頼書の「職業・職務等」「職種別*」の内容は正しく記載されていますか？ *職種別AまたはBに該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種別A:「事務従事者」「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方 ○職種別B:「自動車運転者」「建設作業」「農林業作業」「漁業作業」「採鉱・採石作業」「木・竹・草・つる製品製造業者」(以上6職種) 加入依頼書の生年月日欄は正しく記載されていますか？

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご参照ください。